

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **丸森町** (都道府県: **宮城県**)
 本事業の担当部局名 **子育て定住推進課**

事業メニュー	結婚_妊娠_出産_子育てに温かい社会づくり_機運醸成事業				
区分	重点メニュー				
関連事業メニュー	3.2.4 子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築				
個別事業名	子育て支援情報発信事業及び産婦人科・小児科オンライン相談事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	R4 年度	
対象経費支出予定額 (注)1	1,531,200			円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け (注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 本町において、少子高齢化による人口減少は最重要課題である。本町には、産婦人科・小児科の医療機関がないことに加え、周辺自治体においても閉院が相次ぎ、妊産婦や乳幼児が医療機関に通院するためには長時間の移動が避けられない状況にある。 本町の出生率は全国平均を下回る状況にあり、近年の出生数も令和2年42名、令和3年29名、令和4年34名と減少傾向が続いている。また、過疎化に伴い、近隣市町も含め小児科医及び産婦人科医の不在等から、本町での出産や子育てに対する子育て世代の不安は拭えない。過疎地域である本町においても、安心して子育てができるよう、スマートフォンを利用した相談・支援体制の整備・充実を図り、子育て世代が安心して産み育てられるような支援体制が必要である。 <本個別事業の位置付け> 「第五次丸森町総合計画」の重点プロジェクトの1つ「子育て世代が暮らしやすいまちづくりを推進する。」として、「第二期丸森町子ども・子育て支援事業計画」を進めている。この計画においては、親が「子どもを生み育てたい」と思えるようなまち、そして子どもたちが、将来「丸森で生まれ育って良かった」と思えるようなまちをつくることを基本理念に掲げ、重点的に取り組むべき事項として 認定こども園運営支援、子どもの居場所づくりの推進、子育て世代の経済的負担の軽減、子育てに関する情報提供体制の強化、子どもの「生きる力」を養う教育・保育の充実の5つを選定している。子育てに関する情報提供体制の強化では、「子育て相談窓口の体制の推進」「ITを活用した情報発信」を重点的に取り組む内容としており、本事業を実施することにより、子育て世帯の利便性を高め、子育て世帯の方々が必要な情報を迅速に取得できるような体制づくりを進める。				
	(本個別事業における現状と課題) 本事業は、子育て支援情報発信事業と産婦人科・小児科オンライン相談事業の2つを合わせたものである。 子育て支援情報発信事業は、予防接種の管理等もできる子育て支援アプリを用いて地域の子育て情報を発信する取組みで令和4年度から本格導入しており、令和4年12月末時点での登録者は103名である。 また、産婦人科・小児科オンライン相談事業は、産婦人科医・小児科医・助産師にLINEや専用ウェブサイトで相談できるサービスを提供する取組みである。利用対象者については、年齢や性別を問わず利用可能としており、子育て支援情報発信事業と同様に令和4年度から本格導入している。令和4年12月末時点での登録者数は67名である。 妊娠中や子育て期におけるインターネットからの情報収集は一般化しているが、正しい知識や情報の取捨選択が困難な状況にある。利便性の向上や安心して子どもを産み育てるためには、より信用性の高い情報発信や相談体制の整備を進める必要がある。				
	(課題への対応) 令和4年4月にWARASKO(子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を併設)を開設し、妊娠期から子育て期までの子育て支援事業や相談事業を切れ間なく実施している。 子育て支援事業の内容や子育て関連情報を町ホームページや広報誌はもとより、アプリを活用して広く情報配信することで知名度の向上を図り、併せて医師等によるオンライン相談を活用することで安心して子どもを産み育てられる体制づくりを行う。				
番号	項目	内容		ステップアップ	KPI設定
1	子育て支援情報発信事業	スマートフォンアプリによる母子健康手帳のサポート並びに町の母子保健事業や子育て情報の発信 母子保健事業は、母子だけでなく、父親を含む親と子の心身の健康の保持、増進を目的とする。アプリは、家族の誰でも利用でき、家族間で子どもの健診記録や予防接種等を共有することで、父親の育児参加を促進し、家族で協力しながら子どもの成長を見守ることも可能である。 妊産婦や子どもの健康データの記録管理 予防接種のスケジュール管理 プッシュ通知型による自治体からの保健事業や子育て情報の発信 広報誌、町ホームページ等でサービスについて周知、特に父親のアプリ登録者が少ないことから、父親の育児参加を促すための、情報発信にも力を入れていく。			

個別事業の内容 (注)3	2	産婦人科・小児科 オンライン相談事業	産婦人科医、小児科医に妊娠中、産後、子育ての悩みや医療について相談できる環境を構築。父親、母親、児童本人等年齢を問わず利用可能である。 いつでも相談(専用フォームから相談内容を送信、24時間以内に直接医師からの回答が得られる。) 夜間相談(LINEでのテキストチャット、音声・ビデオ通話等で直接相談、18時～22時の間・予約制。) 日中助産師相談(産後の女性を中心に、夜間だけでなく日中にもリアルタイムに相談できる。月水金の13時～17時に利用可能。予約不要、LINEでのテキストチャット相談、画像や動画での送信も可能。会話数の制限なし。) 育児・医療関連記事の掲載及び動画配信等 広報誌、町ホームページ等でサービスについて周知。特に産婦人科・小児科オンラインでは、利用対象者を限定せず、小児科・産婦人科に関する不安・悩み等を持つ方を広く対象とし、婦人科系健診や町内小中学校を通してサービスを普及していく。また、育児・医療関連記事の掲載及び動画配信等については、事前に配信日等を通知する等連携して情報を発信していく。		
	[次年度以降に向けた事業の方向性] 現在利用しているオンライン医療相談に日中助産師相談を加えることで、子育て中の不安や悩みを相談できる機会の場を増やす。また、多様な子育て家庭へのニーズに柔軟に対応していくため、父親の育児参加を促すような事業にも取り組み、併せて正確で信用性の高い情報の発信することで、安心して子育てができる環境づくりを行う。 [事業内容を検討する上で参考とした既存事業]				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 (注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
	子育て支援センター利用率		%	60 (R6)	52 (R3)
	子育てサポーター育成数		人	30 (R6)	29 (R3)
	保育所定員充足率		%	90 (R6)	80 (R3)
	認定こども園施設数		か所	2 (R6)	2 (R3)
	乳幼児健診において子どものことで心配がある保護者の割合		%	40 (R6)	24 (R3)
参考指標 (注)5	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		%	0.63 (令和3年丸森町算出)	
	婚姻件数		件	21 (令和3年人口動態統計)	
婚姻率		%	1.7 (令和3年人口動態統計)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 (注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	<アウトプット>				
	サービス登録者数(子育て支援情報発信事業)		人	110 (令和6年度)	103 (R4.12.31時点)
	サービス登録者数(産婦人科・小児科オンライン相談事業)		人	75 (令和6年度)	67 (R4.12.31時点)
	<アウトカム>				
	アプリ、システムの満足度		%	92(令和6年度)	91.5 (R4.12.31時点)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 (注)7	特になし				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 (注)8	民間業者に業務委託。サイト自体は業者が構築。ただし、プッシュ通知、配信記事等は町で作成して配信。 民間業者に業務委託。サービスを受ける者が専用フォームにアクセスし、受託業者が雇用する医師や助産師等が相談に対応。また、利用時の満足度アンケート等の結果を定期的に町に報告。虐待が疑われる等の気になる相談があった場合、対応した医師等から本町に連絡が入るため、連携して対応することが可能。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の～を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、は記載不要。

これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。